

2023年9月29日

各位

会社名 福島印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 松井 睦
(コード番号：7870 名証メイン市場)
問合せ先 取締役管理本部長
兼経営企画部長 堺 嘉弘
(TEL:076-267-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年9月29日開催の取締役会において、2023年11月16日開催予定の当社第71回定時株主総会におきまして、下記のとおり「定款一部変更の件」の付議を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また広く適任者を得られるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の定める範囲内で免除することができる旨の規定、ならびに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役に関する規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年11月16日（木）（予定）
定款変更の効力発生日	2023年11月16日（木）（予定）

以上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 25 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 25 条～第 31 条 (条文省略)	第 26 条～第 32 条 (現行どおり)
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 33 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 32 条～第 37 条 (条文省略)	第 34 条～第 39 条 (現行どおり)